「印鑑の不始末は身の破滅」などという諺もあるように、うかつに印鑑をついたばかりに、先祖伝来の家屋敷を人手に渡さなければならない、というような気の毒な話はときおり耳にすることです。

印鑑白書

不始末は身の破滅

印鑑（実印）の始末については十分注意しなければなりません。

大切な印鑑を、市役所に届け出て登録したものを、通常「実印」と呼んでいますが、昭和四十四年一月一日現在で、市に登録されている印鑑の数は一万八千五百四十九箇に達しています。

印鑑登録は、新津市の住民基本台帳に登録されている成年者で、しかも一人一箇と定められていますので、一万八千五百四十九人が登録をしていることになります。

よく市町村の成人人口と、印鑑登録人口の割り合いが論じられておりますが、当市の場合は別表の数字が示すように、成年者二人に一人の割り合いで印鑑登録をしていることがわかります。

男女の登録差には大きな開きがありますが、これは、女子がおもに相続関係、男子が事業運営の関係と、その登録要因が違うためと考えられます。

登録した印鑑の証明書は、就職、登記、保証、金融関係などに広く利用されていますが、年々証明件数も多くなっております。

昨年一年間では、二万一千六百五十二枚が交付されましたが、この印鑑証明書発行のピークは、毎週月曜日が多く、一日六十枚から八十枚くらい、とくに月の下旬は各月とも一日平均八十枚から百枚以上にもなり、金の動きとの関連を示しているようです。

印鑑の届け出や印鑑証明願いについては次の点とくに注意が必要です。

◎届け出を受理できない印鑑

1、ゴム印　2、届け出る印影が明瞭でないもの　3、郵送によるもの　4、その他誤りを生じ易いと認めたもの

◎法定代理人が同意しないと受理できないもの

1、未成年者（未婚で十五才以上二十才未満の者）2、禁治産者　3、準禁治産者

◎届け出本人がどうしても自からこれない場合

○委任状を添え、成年の代理人に委任することが出来ます。

ただし、印鑑届けおよび改印届けの際、保証人と前項の代理人は兼ねられません。

◎印鑑証明書を発行しない場合

1　願書に押印した印影が明瞭でないとき　2、印鑑簿から印鑑を消除したとき　3、郵送によるとき　4、その他不適当と認めたとき。

○印鑑を登録している人が市内転居した場合、または登録した印鑑を廃印する場合には、そのつど市民課へ届け出てください。

男女別比較

	成人者数	印鑑登録者数	割り合い
男	17,283	12,961	75%
女	19,768	5,588	28%

印鑑登録人口

成年者総数	37,051
印鑑登録者数	18,549
割り合い	約50%

（教育寸描）

教育版画で成果

四年美術クラブも大作

結小学校では毎年美術クラブで共同版画を作っています。

五、六年生が主になっていますが、四年生も希望参加しています。

四、五、六年と三グループにわかれて、それぞれ題材を選び一学期の間に準備をし、夏休み後、文化祭や教育版画展を目ざして製作に励みます。

この作品は四年生のグループのもので、昨年、全国教育版画展で特選に選ばれたものです。

給食室とそこで働いているおばさんたちを材題にしました。

大作なので分担をきめ、写生したものを持ちより、意見を出し合い、話し合いを十分にやりながら構図をまとめました。

人物の得意なB君とA君は人物を彫り、平刀をじょうずに使うC君は空間を、というようにして、みんなで協力して作りあげたものです。

大きさ、縦180cm　横90cm

全国教育版画展の特選作品　結小4年美術クラブの共同版画「給食室」

かしこい消費者に

消費生活モニター　本町一　渡辺民子

『事業者はその供給する商品および役務について危害の防止、適正な計量、表示の実施など必要な措置を講ずるとともに、国や地方公共団体が実施する消費者の保護に関する施策に協力する責務を有する」

「消費者は経済社会の発展に即応して、みずからすすんで消費生活に関する必要な知識を修得するとともに、自主的合理的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定、向上に積極的な役割りを果たすものとする』

これは昨年五月に制定された消費者保護基本法による事業者の責務と消費者の役割りですが、このほか国の果たす役割りとして、危害の防止、計量の適正化、表示の適正化、規格の適正化、消費者の意見の反映などがあげられています。

経済の発展にともない私達のまわりにある消費物資も豊富で多種多様になり、用途に応じた適切な選択や取り扱いがむずかしい状態です。

消費者も、与えられた権利だけにとどまらず、一人一人が消費者としての自覚のもとに、積極的に必要な知識の吸収に努めてこそ、かしこい消費者になることができ、この消費者保護基本法を生かすことにもなるのではないでしょうか。

従来もJISマーク（日本工業規格）JASマーク（日本農林規格）▽マーク（電気製品）、品質表示、内容量の表示、添加物の表示などが実施されてきましたが、JISマークについて申しますと、生産者から通産省へマーク使用の申請があった場合生産工場の設備、生産工程、品質、安全性、耐久度などについて厳重な検査の結果、一定の規準に達したときにマークの使用が許可されたということですので、JISマーク製品は一応安心して買えるといえましょう。

現在は衣料品、文房具、事務用品、運動具、楽器、裁縫用品、台所用品、日用品、雑貨品など二百数十品目がJISマーク製品になっています。

また、品質表示法により表示を義務づけられているものに繊維製品、家庭電化製品、家具などがあり、生産者は品質表示をしなければならないとされています。

買い物のさい表示をたしかめることにより、用途に適した品質のものが選べ、購入後の取り扱いも正しく行なうことができましょう。

なお、通産省では、消費者の苦情を各地区のモニターを通じて受けつけ、内容に応じた処置をとってその処理結果を必ず報告してくることになっていますので、末端の声を行政に反映させるためにも商品に対するご不満、疑問の点などありましたらお申し出ください。

この場合の対象は、あくまで生産者であって、小売業者には、少しも影響がないことを申し添えます。

農地取得資金貸し付け額

二百万円に引き上げ

このたび農地取得資金融通取り扱い要綱の改正により、貸し付け条件、貸し付け適格認定要件が次のようになりました。

この取り扱いは四十四年度資金から適用になります。

○貸し付け条件

利率、年利三分五厘

貸し付け限度額、二百万円（従来百万円）

償還期間、二十五年以内

○貸し付け適格認定要件

㈠、農家所得のうち、農業所得が過半を占めていること。

㈡、取得農地を含めてその市町村の平均経営面積（当市の場合は一町二反七畝）以上であること。

㈢、取得土地が客観的にみて、近く農業以外の用に供されることがないこと。

㈣、過去三年以内に経営農地の売却による縮少がないこと。

㈤、取得土地が転用売却による代替地でないこと。

㈥、おおむね十アール（一反）以上の農地取得でない場合は貸し付け対象としない。

㈦、取得価格が著しく高額であるものは、経営採算上不適当なので貸し付けが困難になること。

㈧、農地法三条の許可（売買許可）後三カ月以上経過したものは借り入れ申し込みの対象としない。

大要は以上のとおりですが、借り入れ希望農家ははやめに売買許可申請を提出されると同時に、資金借り入れ申し込みをしてください。

なお、詳細は農業委員会へお問い合せください

五月中に届け出を

福祉年金を受けている人

ことしも福祉年金を受けているかたから「所得状況届け」をだしていただく時期がきました。

届け出は五月六日から民生課（国民年金係）でうけつけますから、国民年金証書と印鑑を持っておでかけください。

なお、厚生年金、退職年金などを受けているかたは、その証書ももってきてください。

この届けは、ことしの五月分から来月四月分までのあなたの福祉年金をきめる大切な届けですから、五月中には必ず届け出をしてください。

この届け出をしませんと、せっかくの年金を受けることができなくなる場合がありますから、忘れないで届け出るようにしてくだない。

中小企業

近代化合理化資金貸し付け

昭和四十四年度の中小企業設備近代化資金、および設備合理化資金貸し付け要領がきまりました利用希望者は商工観光課へお申し込みください。

◇第一次受け付け期間　五月中

◇第二次受け付け期間　九月中

宅地造成・観光開発

新津土地開発株式会社

取締役社長　市島卓也
専務取締役　守田康雄
常務取締役　湯川豊司
本社　新津市本町2町目1番24号
TEL　(2)1239・(2)3035番

便利な環境で夢多き生活を

北上団地分譲

契約開始

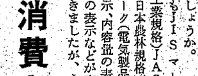

駅から10分、通勤に便利
坪(3.3m²)12,000円～16,000円
支払い　1年～3年　契約時⅓入金

山先団地第4次分譲開始

協立不動産株式会社
新津市本町2丁目
TEL (2)0876・(2)2857
夜間 (2)3550